令和９年度予算編成方針

【本市を取り巻く状況】

国においては、令和８年７月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２６」による「責任ある積極財政」の考え方のもと、「強い経済」と「財政の持続可能性」の両立を図りながら、ＡＸ・ＤＸの推進、強い地域経済の構築、人材力の強化、防災・減災及び国土強靭化の推進などに重点的に取り組むとされています。また、地方行財政については、持続可能な行政サービスの提供に向け、地方公共団体におけるデジタル技術の積極的活用や自治体間の連携強化を推進するとともに、行政運営の効率化と地域経済の成長力強化に取り組み、安定的な財政基盤の確保に努めることとされています。

本市の財政においては、人件費や扶助費等の義務的経費の増加が引き続き見込まれるほか、公共施設の維持保全や道路・公園等の都市基盤整備など、将来を見据えたまちづくりに向け多額の財政需要が見込まれます。また、令和９年度は長期継続契約の更新時期が集中し、物価高騰の影響により契約額の上昇が見込まれることから、歳出の増加は避けられない状況にあります。

一方、市税収入は、企業業績の好調により堅調に推移しているものの、本市の税収構造は経済動向の影響を受けやすく、景気による下振れリスクが懸念されます。また、消費税率の引下げに伴う地方消費税交付金の取扱いや財源措置の在り方によっては、歳入に影響を及ぼすことも想定されるため、引き続き先行き不透明な状況にあることを認識する必要があります。

こうした状況の下にあっても、市民一人ひとりがにぎわいや暮らしやすさを実感できるまちづくりを着実に推進していくためには、これまでの発想や慣例にとらわれることなく、事業の成果や費用対効果を十分に検証するとともに、行政運営の高度化や官民連携の推進、組織横断的な取組により、更なる行政サービスの質の向上と業務の効率化を図る必要があります。したがって、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分し、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を基本としつつ、「元気・笑顔・希望のまちづくり」を一層推進していくものとします。

【予算編成に当たっての留意事項】

第１　基本事項

１　第８次刈谷市総合計画に掲げる施策目標の達成に向けて取り組むこと。

２　「にぎわいと出かけやすさの向上」、「教育と子育てしやすさの向上」、「健康と暮らしやすさの向上」の実現に取り組むこと。

３　厳しい財政状況を踏まえ、計画に位置付けされた事業であっても、内容の見直しや実施時期の先送りも視野に入れなければならないことから、緊急性、必要性、費用対効果に加え、ランニングコスト等の将来的な負担を十分に検証し、事業の取捨選択を行うこと。

４　行政評価委員会による評価や事務事業評価を十分に活用し、決算や事業効果の分析・検証を踏まえた予算要求を行うこと。具体的には、執行残額や必要数量等の検証だけでなく、当初の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業並びに緊急性の低い事業については、見直しや廃止、類似事業との統合を図ること。

５　他自治体の政策事例について、積極的な情報収集と調査研究を行うとともに、地方公共団体間の連携やノウハウの共有を図り、本市の実情に応じた施策への展開を図ること。

６　建設事業については、実用性・機能性・維持管理の容易性・整備水準（デラックス化の抑制）等に配慮し、工事の計画・設計等を精査するとともに、工事発注の効率化により工事コストの縮減を図ること。また、施設建設にあっては、公共施設等総合管理計画の趣旨に則り、建設費や管理運営費の抑制を図ること。

７　他部署との横断的な連携や情報共有を図ることで、限られた予算の有効活用及び相乗的な成果の創出に努めること。

８　国によるシステム標準化のスケジュールに影響を受けるシステム改修等については、情報政策課や関係部署と綿密に連携を図り、適切な予算要求を行うこと。

９　工期の平準化、事業効果の早期発現及び国県補助金の採択に的確に対応するため、当初予算と補正予算を一体的（いわゆる「１５か月予算」）に捉え、事業の実施時期を柔軟に検討し要求すること。

第２　歳入に関すること

１　全事業の特定財源を見直し、制度上活用可能な財源は漏れなく計上すること。

2　国県補助事業については、国や県の予算編成や補助制度の動向に細心の注意を払うとともに、関係機関や他部署からの積極的な情報収集に努め、補助金等の確実な確保に努めること。また、既存事業についても補助制度の改正や対象拡充の有無を再確認し、活用可能な財源については漏れなく要求すること。

3　補助制度の活用に当たっては、採択を目的とするのではなく、事業効果や後年度負担を十分に検証し、結果として一般財源の負担増加を招くことのないよう留意すること。

4　既定の概念にとらわれず、企業版ふるさと納税のほか、ＰＦＩ等の官民連携など新たな手法による民間資金の積極的な活用や定住促進など将来を見据えた市税収入の増加に繋がる施策の検討を行うこと。

5　特定目的基金について､次年度以後の事業計画を踏まえつつ､積極的に活用し、一般財源の抑制を図ること。

第３　歳出に関すること

1　過去の入札結果や市場価格等を十分調査し、適切な価格で要求すること。

2　ＡＩやkintone等のデジタル技術を積極的に活用するほか、他自治体のデジタル化による業務改善事例等も参考にしながら、事務の効率化と経費の削減を図ること。

3　建物やインフラ施設については、施設の状況を的確に把握し、改修内容及び費用について十分精査すること。特に緊急性の高い事案については、当初予算ではなく必ず補正予算による前倒し対応を検討すること。

4　施設の維持補修や備品の更新については、年度間の費用を平準化するため、計画的に行うこと。

5　財源制約が見込まれることから、事業の必要性や費用対効果を十分に検証し、優先順位を明確にした上で予算要求を行うこと。

6　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に該当する見込みの予算要求については、予算要求の段階から議決に向けた事務手続等を確認しておくこと。

7　開庁時間の変更に伴い、会計年度任用職員を含めた人員配置や時間外勤務の見直しを行い、効率的な組織運営と人件費等の抑制に努めること。

８　全ての経費について決算額等を踏まえ、ゼロベースで精査すること。原則として、過去３か年実績の上限を超える経費の要求はしないこと。物価高騰などにより実績額以上に要求する場合は、当該事業又は所管課の他事業における歳出の見直しを行い、事業費合計が実績を超えないこと。

９　啓発品や記念品については、今年度の査定額と同額以下で要求すること。

１０　例年、変動がない経費（公課費や出席負担金等）についても、必ず最新の情報を確認し、適正な金額を要求すること。

１１　事業実施に係る課題･成果目標･ランニングコスト・費用対効果･事業完了年度等を明示するとともに、財源確保と合わせて要求すること。また、将来の財政負担の増加を抑える方策やスクラップ＆ビルドによる既存事業の削減を検討した上で要求すること。